

計画届の対象拡大について

【背景】

- 建設業等に属する事業の仕事で、建築物の解体又は改修を行う場合であって、石綿等が吹き付けられている耐火建築物又は準耐火建築物において当該石綿等の除去を行う場合は、労働安全衛生法第88条第3項及び労働安全衛生規則第90条第1項第5号の2に基づき、作業開始の14日前までに労働基準監督署に届出（計画届）を行うことが義務づけられている。
- 石綿含有の保温材、耐火被覆材等を除去する場合等は、石綿則第5条の規定に基づき、あらかじめ労働基準監督署に届出（作業届）を行うことが義務づけられている。
- 吹付石綿等、石綿含有の保温材、耐火被覆材等を除去する場合等は、石綿則第6条の規定に基づき、作業場所の隔離、集じん・排気装置の設置、負圧の維持等が義務づけられている。
 ※ 平成21年の石綿則改正により、吹付石綿等の除去に加え、保温材、耐火被覆材等を除去する場合にも、隔離等の措置が義務づけられた。
- 大気汚染防止法令においては、吹付石綿及び石綿含有の断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物を解体、改造、又は補修する作業について、作業開始の14日前までに都道府県知事に届出を行うことが義務づけられている。

<関係条文>

（計画届関係）

労働安全衛生法

第88条（略）

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

（中略）

6 労働基準監督署長は第一項又は第三項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第二項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

労働安全衛生規則

第90条 法第88条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。
一～五（略）

五の二 建築基準法第二項第九号の二に規定する耐火建築物又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物で、石綿が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

（作業届関係）

石綿障害予防規則

第5条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届出に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温剤、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散させるおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業
- 二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散させるおそれがあるものに限る。）
- 三 前二号に掲げる作業に類する作業*

※ 吹き付けられた石綿等の除去作業のうち、労働安全衛生規則第90条第5号の2に掲げるもの以外のもの（石綿則施行通達）

第6条 事業者は、次の各号のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

- 一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業を行う場所における当該石綿等を除去する作業
- 二 前条第一項第一号に掲げる作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）
- 三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）

2 事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前項各号に掲げる作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。
- 二～七（略）

（特定粉じん排出等作業届関係）

大気汚染防止法

第18条の15 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 特定工事の場所
- 四 特定粉じん排出等作業の種類
- 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 七 特定粉じん排出等作業の方法

2～3（略）

【注】「特定粉じん排出等作業」とは、吹き付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業（大気汚染防止法及びその施行令）

【論点】

- 作業開始前の作業届を義務づけている作業（①耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物における吹付石綿の除去作業、②建築物における石綿含有耐火被覆材、保温材等の除去作業、③建築物における吹付石綿、石綿含有耐火被覆材、保温材等の囲い込み又は封じ込め作業）についても、14日前までの計画届を義務づけている作業と同様の隔離等の措置を求めているが、隔離等の措置が不十分な事案が確認されている。

隔離等の措置を確実に実施させるためには、事前に適切に工事の計画、工法、ばく露防止対策等の内容を確認し、必要に応じて十分な時間的余裕をもって変更命令等を行えるようにすることが重要であることから、建設業等に属する事業の仕事で、作業届の対象となる作業について、作業届ではなく、労働安全衛生法第88条第3項及び労働安全衛生規則第90条第1項第5号の2に基づき、大気汚染防止法と同様に14日前までに計画届を提出しなければならないこととしてはどうか。

<現行>

	建築物	
	うち耐火建築物、準耐火建築物	
吹付石綿除去	作業届	計画届
石綿含有耐火被覆材、保温材等除去	作業届	作業届
吹付石綿、石綿含有耐火被覆材、保温材等の囲い込み又は封じ込め	作業届	作業届



<見直し案>

	建築物	
	うち耐火建築物、準耐火建築物	
吹付石綿除去	計画届	計画届
石綿含有耐火被覆材、保温材等除去	計画届	計画届
吹付石綿、石綿含有耐火被覆材、保温材等の囲い込み又は封じ込め	計画届	計画届

建設工事計画届 土石採取

様式第21号(第91条、第92条関係)

事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号			
		電話 ()			
仕事の範囲		採取する土石の種類			
発注者名		工事請負額			
仕事の開始 予定年月日	平成 年 月 日	仕事の終了 予定年月日	平成 年 月 日		
計画の概要					
参画者の氏名		参画者の 経歴の概要			
主たるの事務所の 所在地	電話 ()				
使用予定 労働者数		関係請負人の 予定数		関係請負人の使用 する労働者の予 定数の合計	
	人		人		人

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
労働基準監督署長

事業者職名
氏 名

(印)

備考

- 1 表題の「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、次の区分により記入すること。
 建設業 水力発電所等建設工事 ずい道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道建設工事
 橋りょう建設工事 道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事
 その他の土木工事 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建設工事 鉄筋造家屋建築工事
 建築設備工事 その他の建築工事 電気工事 機械器具設置工事 その他の設備工事
 土石採取業 採石業 砂利採取業 その他土石採取業
- 3 「仕事の範囲」の欄は、労働安全衛生規則第90条各号の区分により記入すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第1号（第5条関係）

建築物解体等作業届

事業場の名称			作業場の所在地		
仕事の範囲					
作業に係る部材の種類					
発注者名			工事請負額	円	
仕事の開始予定年月日	年	月	日	仕事の終了予定年月日	年 月 日
主たる事務所の所在地					電話
使用予定労働者数	人	関係請負人の予定数	人	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計	人
作業主任者の氏名					
石綿ばく露防止のための措置の概要					

年 月 日

事業者職氏名

Ⓜ

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 2 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 3 「石綿ばく露防止のための措置の概要」の欄は、工事に当たって行う石綿ばく露防止対策を講ずる措置の内容について、簡潔に記入すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。